

第3回消費生活用製品安全法に基づく  
リコールの実効性改善に関する検討会  
議事要旨

日 時 平成31年2月7日(木) 10:00～12:00

場 所 経済産業省別館2階238各省庁共用会議室

出席者

(委員)

向殿座長、大河内委員、尾身委員、片岡委員、金谷委員、源内委員、小柳委員、  
遠山委員、町田委員、三浦委員、三上委員、渡辺委員、土田委員代理 三浦氏

(オブザーバ) 消費者庁、消防庁

(事務局) 経済産業省

福島大臣官房技術・総括審議官、原製品安全課長、  
大澤製品事故対策室長他

議 事

1. 現場の製品事故対策の取組と課題
  - ・消防庁
  - ・アマゾンジャパン合同会社
  - ・楽天株式会社
  - ・ヤフー株式会社
2. ネットモール事業者との連携について

議事概要

【議題1. 現場の製品事故対策の取組と課題】

消防庁、アマゾンジャパン合同会社、楽天株式会社、ヤフー株式会社より資料に基づき、  
現場の製品事故対策の取組と課題について説明。主な意見は以下のとおり。

○関係省庁とのコミュニケーションはどのような形で取られているのか。

→各省庁のリコールサイトで情報を集めたり、個別に連絡をもらったり、意見交換の場の  
会議に出たりしている。

○ネットモール事業者が何らかの対策を取る場合、その契機となった情報の情報源はどこ  
からが多いのか。

→事業者によって異なる。

→事故が起こった旨の情報は関係省庁から、または報道からの情報もある。

○リコール対象品の型番はわかっているが、対策済みのものも同じ型番である。出品され  
ているものがリコール対策済みかどうかを外観から判断するのは難しい。JANコードも  
公開してほしい。

→リコール対応したものは、銘板のところに対策済みのマークを打つ場合もある。

→家電であればPSEマークの横に検印を付けたりしている。

→外側にシールを貼るのがわかりやすい。

→メーカーによってバラツキがあるが、統一的な方法は検討可能か。

→ネットモール事業者も出品者・消費者がわかりやすいような表示方法を考えていただき  
たい。

→対策済みのマークを打ってある製品の表示は、製品の写真だけでは判別がつかない。こ  
れらの表示については、出品者の責任にならざるを得ない。

【議題2. ネットモール事業者との連携について】

事務局より、資料に基づき説明。主な意見は以下のとおり。

- リコール品と同一品と思われる製品が異なったブランドや型式名で出品されている場合、それがリコール品ではないと確認作業を求めることはできないか。未確認の出品行為については出品者規約違反を問うことは可能か。
  - 確認ができる手順が明らかになればいいが、それが難しいというのが課題。
  - 出品者に立証させるのは難しい。行政側が仕組みを作った上で、情報があれば対応できる。
  - リコール品でないことの判断手段かわからない。出品者からリコール品ではないと言われると、ネットモール事業者は確認のしようがない。
- 出品者に仕入れ先やメーカーまでさかのぼってリコール品ではない、リコール対策品であるという通知を入手してもらうことはできないか。
  - 流通の過程がシンプルであればできると思うが、難しい場合もある。
- 販売事業者に対して調査に協力することを法律で規制する、罰則規定を強化することも考えていかないといけないのではないか。
- 消費者側も購入するときに選ぶ目を持つこと、購入したものには責任を感じるということも大事だが、啓発は難しい。
- ネット販売・購入に関しては、事業者も消費者も経験が積み重なっておらず、成熟していない。
- リコールに十分対応できる体制が整わないままネット販売に安易に参画しようとしている事業者を見分ける仕組みをネットモール事業者に考えていただきたい。
- ほとんどの事業者は真面目にやっていて、一部の事業者で認識が足りないのであれば、情報提供があれば対処したい。
- 海外製品の輸入事業者はリコールに対応できない例がある。
- 消費者対応や、商品管理などの業務があるので、簡単に事業に参画できるわけではない。
- 事故原因調査に対して協力的でない事業者の対策として、「調査に協力すること」を出品者規約に入れることは考えられないのか。
  - ネットモール側から出品者に調査協力をしてほしい旨を伝えるのが第一段階で、それでもどうしようもない場合は、出品者に販売事業を止めてもらうという手段はあると思う。
  - 今も調査協力を依頼することを出品者にやっているのか。
  - 今のところ、そのような協力依頼を行政側からもらっていない。もらったらやる。
- そもそも販売事業者に対する調査協力自体に対して、協力というのではなく、法的拘束力を持たせられないのかというのが前提としてある。
  
- 最終的な方向性をまとめて公表したいと考えている。
- 2019年3月4日(月)の産業構造審議会製品安全小委員会の場で、この検討会の議論の内容について、座長から中間報告を行う予定。

今回は2019年4月に開催する旨確認して終了。

(お問い合わせ先)

産業保安グループ 製品事故対策室(担当:橋爪、山中)

電話:03-3501-1707(直通)